

2022年1月1日より

## 『紹介カードの発行方法』が変わります

- ✓ 紹介カードの発行は  
初回面談時（オンライン商談含む）までに必ず発行して、  
販売担当者にご提示していただきます。  
※ 初回面談時以降に提示された紹介カードは無効です。提携特典を受けることはできません
  - ✓ 下記「専用サイト」から発行された紹介カードのみ有効  
となります。  
※ 有効期限：発行日付より1年間です
- 提携特典以外の割引等のサービスと併せて利用することはできません
  - 物件により特典が受けられない場合や異なる場合がございます
  - 紹介カードの発行者は、お引渡し時まで必ず名義人となること(持分をもつこと)が必要です

すでにモデルルーム等にご来場またはご予約されている方は、  
12月30日までに紹介カードの発行をお願い致します。

※ 年明けに紹介カードを発行された場合は、提携特典の適用を受けられません  
※ 紹介カードを発行されても、契約を確定するものではありませんので、あらかじめご了承ください

### 提携特典ご利用の流れ



1

下記記載のURLの専用サイトから初回面談時までに紹介カードを発行。

紹介カードを発行したい物件名の下部にある「紹介カード」ボタンをクリックしてください。「紹介カード」発行フォームが表示されます。

紹介カードが発行されると、ご指定のメールアドレスに紹介カードが送信されます。

2

発行した「紹介カード」を物件担当者へ提示。



初回面談時（賃貸物件はお申込時まで）までに物件担当者にご提示ください。  
※ 初回面談時とはオンライン商談を含みます  
※ 以降ご提示の紹介カードは無効となります

3

提携特典適用にてご契約。



紹介カードは下記URLの専用サイトより  
ご検討の物件ごとに必ず初回面談時（オンライン商談含）までに発行してください。

<https://teikei.mec-r.com/fukuoka/>

上記に関するお問い合わせ先

※各提携窓口様の転落先、E-mail等をご記入ください

※ お問い合わせは、お名前・勤務先をご記入のうえ上記メールアドレスにメールにてお願いいたします